

## 丹波市産業立地奨励補助金について（H28.2.1 施行）

### 【 目 的 】

丹波市内で新たに工場等を新設、増設又は移設された企業等が納付された固定資産税に対して、補助金を交付する制度です。

この制度は、兵庫県産業立地条例に基づく立地促進事業<sup>※1</sup>と認定された事業者を対象とし、市内の産業活性化及び、雇用の創出を図ることを目的としています。

適 用 要 件	優遇内容	適用期間
以下の要件をすべて満たすもの ①兵庫県の立地促進事業 <sup>※1</sup> を行う事業所であること ②土地を取得し、1年以内に家屋の建設に着手すること ※市内企業が既存敷地に家屋を建設する場合は、新展開事業 <sup>※2</sup> が必要 ③市内在住の新規常時雇用者 <sup>※3</sup> 数が6人以上であること ただし、工場立地促進地区 <sup>※4</sup> については雇用要件なし	固定資産税の50%相当額を補助 [限度額：総額1,000万円]	3年度間

※1 産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であって、高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するものとして、兵庫県が産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則で定めるもの

※2 県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業をいい、製造方法や製造工程を大きく転換した事業、その他の新展開事業と同等であると知事が認める事業

※3 立地促進事業を開始する日までに、操業に伴い新たに雇用された市内に住所を有する者、又は既存従業員のうち市内に住所を移した者で、企業の就業規則等に定める正社員であって、新增設された事業所において、次の要件をすべて満たす者であること

- ①新增設した当該建物において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること
- ⑤賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと
- ⑥その他通常の労働者（労働基準法第39条第3に規定）の労働条件と異なる条件で雇用される者でないこと

※4 氷上工業団地、青垣工業団地、山南工業団地、春日町七日市地区、市島町下友政地区

○丹波市産業立地奨励補助金は単独で交付されるものではなく、兵庫県の不動産取得税軽減措置と併せて交付されるものとなります。

## 【申請手続き】

### ①新設・増設・移設した工場などが完成・操業開始



### ②固定資産税の賦課

固定資産税は工場などが操業を開始した年の翌年の1月1日時点の固定資産状況により課税され、5月初旬頃に納税通知書と課税明細書が市より送付されます。

※工場などが操業を開始した年の翌年度から課税される固定資産税が補助金の対象となります。



### ③固定資産税の納付

固定資産税を一括または各納期までにお支払いください。

(各納期) 第1期(または一括) 5月31日 第2期 7月31日

第3期 12月25日 第4期 翌年2月末日

(土・日曜日、祝祭日などの状況により、変更になる場合があります。)



### ④補助金の交付申請

その年度の固定資産税を完納後に、補助金の交付申請書をご提出ください。

(申請期間は、その年度の固定資産税を完納した日から1年間)

(参考) 補助金交付申請書に添付いただく書類は下記のとおりです。

- ・市税納税証明書
- ・立地促進事業を行う者であることを証する書類(県知事の確認済)
- ・固定資産税に係る償却資産明細書及び  
土地家屋課税台帳兼補充台帳の写し(固定資産税名寄帳)
- ・会社概要のわかる資料(企業等概要書、登記事項証明書)
- ・土地の登記簿謄本、工事請負契約書(写)(新たに土地を取得した場合)
- ・新規常時雇用者名簿
- ・事業所別被保険者台帳
- ・新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・事業所別被保険者記録一覧表
- ・新規常時雇用者の住民票(写)
- ・その他



### ⑤審査および交付決定

書類審査および補助金交付決定後、交付決定通知書と補助金請求書を送付いたしますので、同請求書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。



### ⑥補助金の交付

振込日等が決定しましたらご連絡いたしますので、通帳記帳等によりご指定口座への振込みをご確認ください。

※次年度以降も交付申請が必要ですのでご注意ください。

お問い合わせ先	: 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
	Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-1055